令和３年度

事　業　計　画

聖母愛児園

児童養護施設「聖母愛児園」は「子どもの権利に関する条約」「児童憲章」「児童福祉法」の基本理念をふまえ運営します。創始者の理念のもとにつけられた、新潟カリタス会の「カリタス」は「愛」であることを心に刻み、一人ひとりが〝うまれてきてよかった〟と実感できるよう、温かく愛情にみちた養育をめざし、自立支援に努めます。また、入所する子ども達の多様化と、施設に求められる高機能化に対応できる人材育成と、質の向上を図ります。

1.　組織の強化

(1) 全職種の職員が、養育の質の向上に向けて、基本的意識としてミッション(使命)、パッション(情熱)、アクション(行動)を持ち、伝統文化を作りあげていく。

2.　財務・運営方針に関する組織の向上

(1) 財務に関する必要な知識を身につけられるよう研鑽に努める。

3.　財務の健全運営の保持と、事業活動に有効に生か財務の透明性の確保

(1) ホームページ、あすなろ会報にて「事業活動」「財務諸表」等の情報を開示し、財務の透明性が示せるよう、よりよい運営に努める。

(2) 透明性を保ち、地域社会からの信頼性を得られるよう努める。

4.　職員の資質向上と育成マネジメント

(1)養育支援マニュアル」改訂版を完成する。マニュアルを活用し、基本姿勢の統一と定着を図り次世代に繋げる。

(2)OJT 推進体制に則り養育の質の向上を図るため、各自キャリアパスの視点を意識化し、その役割を行動につなげる。

(3)PDCA サイクルに基づく振り返りを継続し、個々の職員がチームとして機能することをめざす。

(4)一人ひとりがケースの見立て力をつける。アセスメントシートの作成、臨床心理士との連携を強化して、支援の質の向上に努める。

(5)子ども達のかけがえのない命を尊重し、「安心・安全」な生活ができるよう、事故報告、ヒヤリハット、不適切な関わりの事例を検証し、再発防止に向けて組織として取り組む。

(6)養育の支援において起こりうる、抱え込み、孤立感、疲弊感、怒りの感情等、専門職として上手に対応できるよう、メンタルヘルス、感情のコトロール等、実践的なトレーニングを実施する。

5. 子どもの権利擁護

(1) 愛児園版の冊子(子ども用、職員用)を活用し、権利擁護に関する知識を深め実践する。

(2) 冊子の改訂版を子ども達に周知し、自分も他者も大切にできるよう、権利について学習する機会を設定する。

(3)「権利ノート」の説明の実施。

(4)「人権擁護チエックリスト」を活用し、権利侵害の防止の徹底を図る。

6. 自立支援に向けた取り組み

(1) 自立支援委員会、FSW との連携強化を図り、自立に向けた支援の具体的な計画と実践を行う。

(2) ケースに応じた適切な時期を見極め、生い立ちの整理、LSW を進めていく。

(3) 適切な時期に家庭状況の再アセスメントを行い、ケースに応じて(2)と並行した親子関係の調整を進めていく。

7. 関係機関との連携、地域貢献

(1) 他機関(幼稚園、学校、児相、医療、要対協、包括支援センター、地域の資源等)と連携し、適格性、確実性、スピードを意識した支援に努める。

(2) FSW を中心に、支援に必要な状況把握の共有と、関係機関との連携の強化に努める

(3) 地域交流・地域貢献における基本方針及び地域における公益的取組計画に基づき、実践に繋げる。

8. アフターケアーの充実

(1) 卒園児童のフエイスシートを作成し、現状把握(整理)と今後の支援の方向性を具現化する。

(2) 退所児童の個々の支援と状況を把握し、毎月の職員会議にて全職員が共有する。

(3) 自立支援棟の活用と整備(建物管理と利用児童への支援等)。

(4) アフターケアーに関する幅広い情報を収集し、ニーズの把握とアフターケアー事業の将来像を描く。

9. 第三者評価外部評価受審

(1) 外部評価受審に向けて取り組む。

10. 施設整備

(1)地域交流センターを活用し、地域社会に貢献する。

(2)快適な環境整備と、修繕、維持管理に努める。